
忠岡町子ども・子育て応援プラン 2020

(第2期子ども・子育て支援事業計画)

【骨子案】

<子ども・子育て会議（12.19）資料>

本骨子案について

- ・本冊子、計画書全体の構成や施策の体系等に関する検討資料です。
- ・施策や事業内容、事業見込量については暫定値となります。
- ・暫定的な内容を含むため、最新情報に更新されていない箇所や、成文化されていない箇所もあります。

令和元年12月

忠岡町

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の社会的背景	1
2 計画の位置づけ	2
2－1 計画の法的根拠	2
2－2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象	3
4 計画期間	3
5 策定体制	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計データからみた現状と課題	5
1－1 人口の状況	5
(1) 総人口の推移	5
(2) 児童人口の推移	7
(3) 出生数の推移	8
1－2 世帯の状況	9
(1) 世帯数の推移	9
(2) 子どものいる世帯	10
(3) ひとり親世帯	10
1－3 女性の就労状況	11
2 第1期計画の取組状況	12
第3章 計画の基本的な考え方	14
1 計画の基本理念	14
2 計画の基本的な視点	15
3 基本目標	16
4 計画の施策体系	17
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	18
基本目標1 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり	18

施策 1 – 1 子どもの人権の尊重	18
(1) 人権意識の醸成	18
(2) 児童虐待・DV防止対策及び対応の充実	19
(3) 子どもに対する相談支援体制の充実	19
施策 1 – 2 心身を健やかに育む子育て環境の充実	20
(1) 家庭や地域の教育力・社会力の向上	20
(2) 就学前・学校教育環境の充実	21
(3) 次世代を担う若者の自立支援	22
(4) 子どもの豊かな体験機会の充実	23
(5) 有害環境対策の推進	23
基本目標 2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり	24
施策 2 – 1 親子の健康づくり支援	24
(1) 親子の健康の確保	24
(2) 食育の推進	25
(3) 思春期からの健康づくり支援	25
(4) 小児医療・予防の充実	26
施策 2 – 2 子育てに関する意識啓発及び相談・情報提供体制の充実	27
(1) 子育ての楽しさ・大切さ意識の醸成	27
(2) 次代の親としての意識の醸成	27
(3) 子育てに関する相談体制・情報提供体制の充実	28
施策 2 – 3 仕事と子育て調和推進	29
(1) 地域の子育て支援事業の充実	29
基本目標 3 子どもを安心して育てることができる環境づくり	30
施策 3 – 1 子育て家庭への支援の充実	30
(1) 地域における多様な交流の促進	30
(2) 地域子育て支援活動の育成・支援	30
施策 3 – 2 援助の必要な家庭や児童への支援	31
(1) ひとり親家庭の自立支援の推進	31
(2) 障がいのある子どもとその家庭に対する支援	31
(3) 子どもの貧困対策	33

施策 3 – 3 安全・安心な環境づくり	34
(1) 親子にやさしいまちづくりの推進	34
(2) 交通安全・防犯・防災対策の推進	34
第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定	35
1 子ども・子育て支援事業計画について	35
2 教育・保育の提供区域の設定	36
2 – 1 教育・保育提供区域とは	36
2 – 2 忠岡町における教育・保育提供区域	36
3 児童人口の推計	37
4 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	38
4 – 1 保育認定について（保育の必要性の認定について）	38
4 – 2 計画期間の量の見込みと確保方策	39
(1) 認定区分別の量の見込み	39
(3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期	41
(4) 地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方	42
(5) 教育・保育の一体的提供の推進	42
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	43
(1) 延長（時間外）保育事業	43
(2) 放課後児童健全育成事業	44
(3) 子育て短期支援事業	46
(4) 地域子育て支援拠点事業	47
(5) 一時預かり事業	48
(6) 病児・病後児保育事業	49
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 工 ラー!	ラ
(8) 利用者支援事業	50
(9) 妊婦健康診査事業	51
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	51
(11) 養育支援訪問事業	52

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	52
第6章 計画の推進	53
1 計画の推進体制	53
2 計画の点検・評価・改善	53
資料編	54
1 アンケート調査の概要	54
1－1 アンケート調査の概要	54
1－2 アンケート調査結果の概要.....	54
2 計画の策定経過	54
3 用語の説明.....	54

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の社会的背景

我が国では、少子化が急速に進んでいる一方で、母親の就労率が上昇し、子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状にあり、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から施行されています。

本町では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に「次世代育成支援対策推進行動計画（前期）」を、平成22年に「次世代育成支援対策推進行動計画（後期）」を策定し、子育て支援施策や教育・保育事業の充実に努めてきました。また、平成27年には、子ども・子育て支援法に基づき「忠岡町子ども・子育て応援プラン2015（第1期計画）」を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、教育・保育事業に対するニーズに応えていくための体制づくりを進めてきました。

そしてこのたび、第1期計画の改定時期を迎える、策定後の「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえる必要があるとともに、さらなる少子化の進行や女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、『忠岡町子ども・子育て支援事業計画』の第2期計画（令和2年度～令和6年度）を策定します。

2 計画の位置づけ

2-1 計画の法的根拠

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項^{*}に定める市町村計画です。
- 本計画には、「改正次世代育成支援対策推進法[※]」第8条第1項^{*}において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。
ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。
- 本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条^{*}に記載する「子ども・若者計画」の内容も包含するものとします。

■参考／子ども・子育て支援法の市町村計画について

「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■参考／改正次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画について

「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

■参考／子ども・若者計画の作成について

「子ども・若者育成支援推進法」第9条

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

■参考／子ども・若者計画作成にあたっての留意点

- 国の大綱を「勘案」して作成とは、地方公共団体の状況や抱えている問題は様々であることや地方分権の観点から、そのまま準拠しなければならないということではない。
- 次世代育成支援行動計画の中で、子ども・若者育成支援施策の方針等を定める場合も、子ども・若者計画を作成したこととなる。

2－2 計画の位置づけ

- 本計画は、忠岡町の上位計画である「忠岡町総合計画」の部門別個別計画として位置づけられます。
- 本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律や大阪府子ども総合計画とともに、関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定しています。
- 本計画は、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、住民をはじめ、幼稚園、保育所、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

3 計画の対象

- 本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。
- 子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

■参考／子ども・子育て支援法の「子ども」の定義

「子ども・子育て支援法」第6条

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあらる者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。
ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況等により、計画期間内に一部事業を見直すこともあります。

5 策定体制

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「忠岡町子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行います。当会議は、町内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されております。会議は、町における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計データからみた現状と課題

1-1 人口の状況

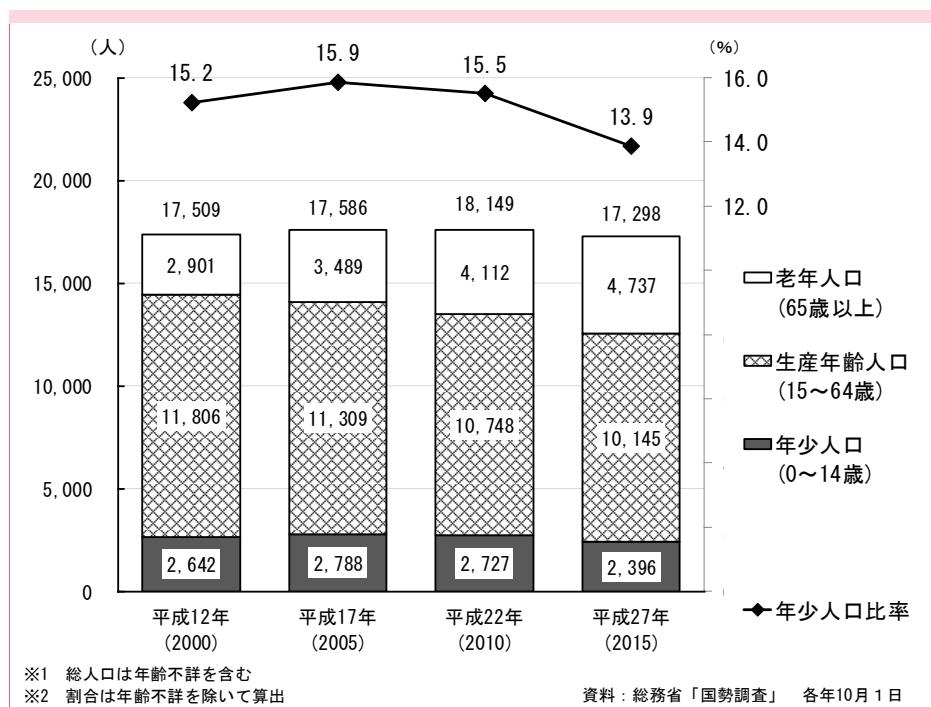
(1) 総人口の推移

①中長期的にみた人口の推移

本町の総人口は、平成12(2000)年の17,509人から平成22(2010)年には18,149人となり、その後減少に転じ、平成27年(2015)には17,298人となっています。

年少人口(0~14歳)比率は、平成12(2000)年から平成22年(2010)まで15%台で推移してきましたが、平成27年(2015)年には13.9%になっています。

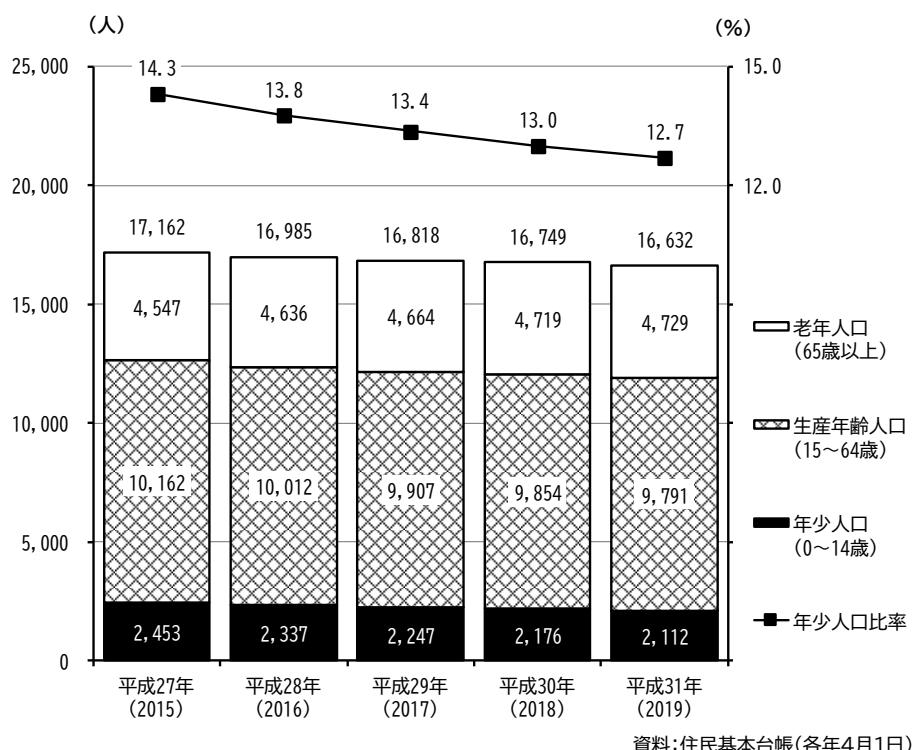
■年齢3区分別の人口の推移(国勢調査人口)



②近年の人口の推移（住民基本台帳人口）

2015（平成 27）年以降の人口は、減少が続き、2019（平成 31 年）4月現在、年少人口は 2,112 人となっています。

■年齢 3 区別人口の推移（住民基本台帳人口）

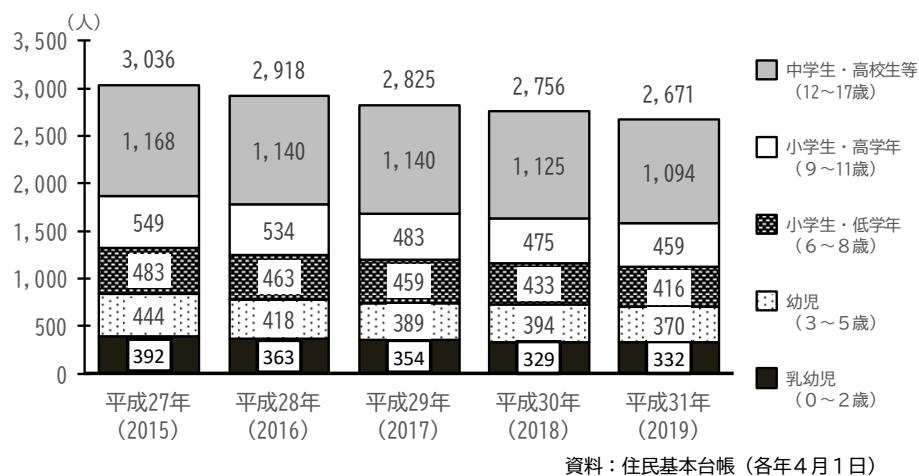


(2) 児童人口の推移

①児童人口の推移（18歳未満）

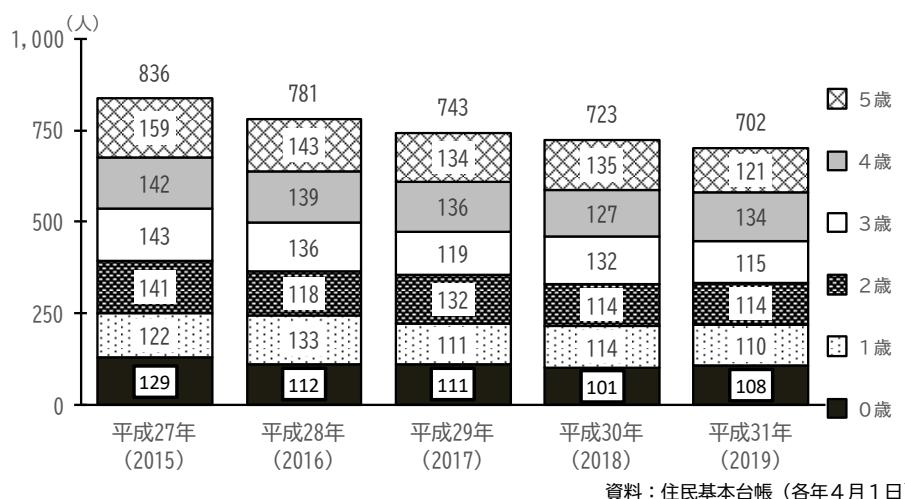
2015（平成27）年以降、児童人口（18歳未満）は減少が続いています。

■18歳未満の人口の推移（住民基本台帳人口）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■就学前（5歳以下）人口の推移

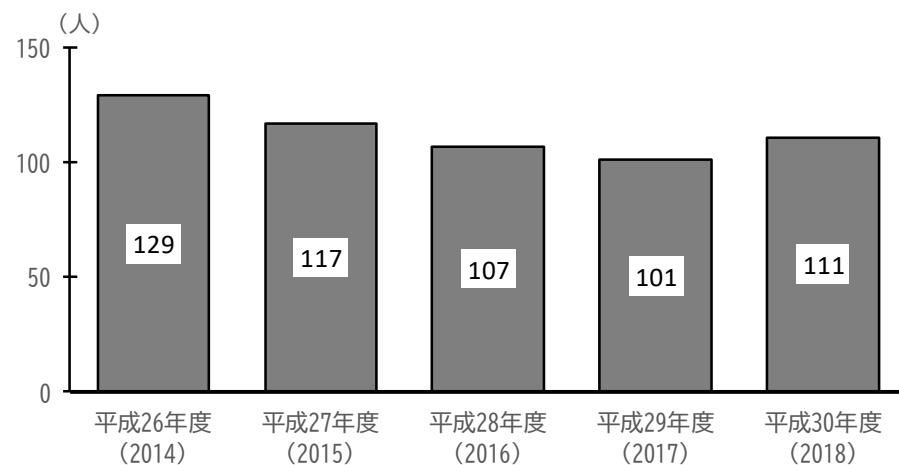


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 出生数の推移

出生数は、平成 26 年度（129 人）以降、減少していましたが、平成 30 年度はやや増加しています。

■出生数の推移



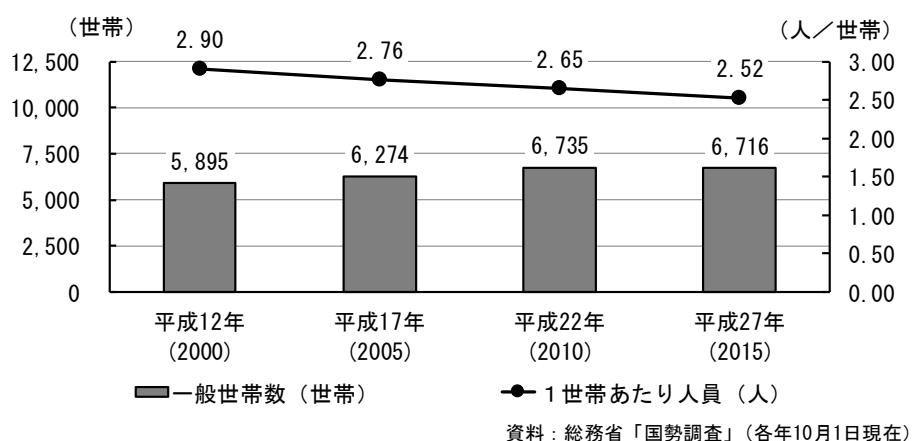
資料：人口動態統計（各年度4月1日～3月31日）

1-2 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

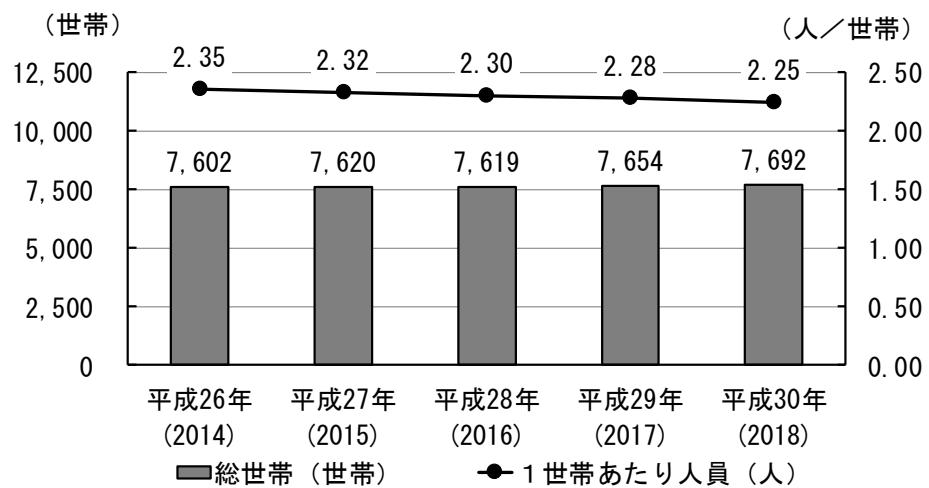
一般世帯数^{※1}の推移をみると、2010年までは増加していましたが、2015年にかけて減少しています。1世帯あたりの世帯人員は減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

■世帯数の推移（国勢調査）



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

■世帯数の推移（住民基本台帳）



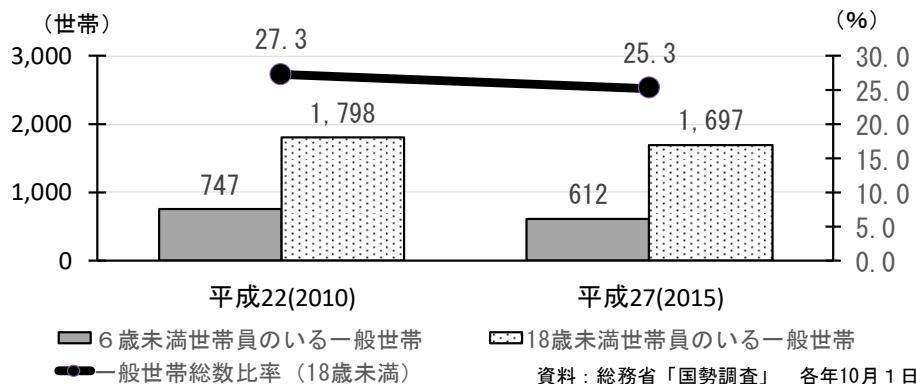
資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年1月1日）

※1 一般世帯：住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯

(2) 子どものいる世帯

6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯とともに、2010(平成22)年から2015(平成27)年にかけて減少しています。

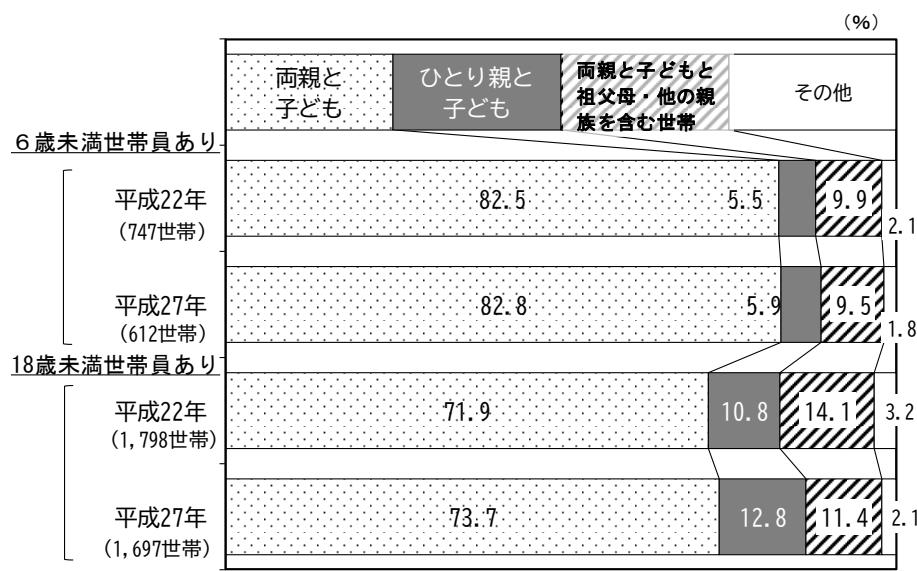
■6歳未満・18歳未満世帯員のいる世帯数



(3) ひとり親世帯

平成22年から平成27年にかけて「ひとり親と子ども」の割合が増加しています。

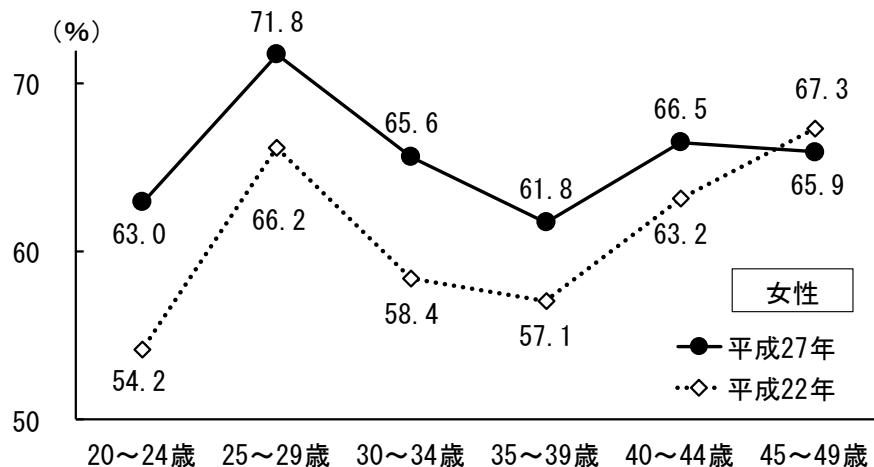
■世帯類型別の割合



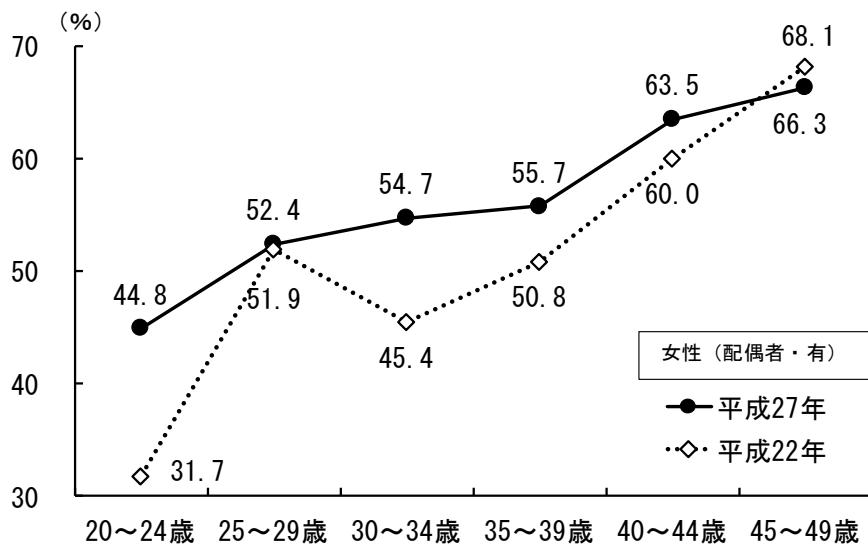
1-3 女性の就労状況

女性の就労率（2010年・2015年）を年齢区分別にみると、各年齢ともに上昇しており、特に配偶者有では、「20～24歳」「30～34歳」での上昇が大きくなっています。

■女性・年齢区分別就労率



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日）



2 第1期計画の取組状況

第1期計画では、3つの基本目標に対してそれぞれ2～3つの施策目標を設定しています。目標実現のために、1つの施策目標に対して2～5つの基本施策を設定し、129の具体的な取組（再掲を含む）を設定しました。

第2期計画策定にあたり、129の取組について、5段階評価した結果は下表のとおりです。

項目		取組総数	1 きか たり 実 施 で き	2 た あ る 程 度 で き	3 た 少 し 実 施 で き	4 で ほ き と ん い な い 実 施 で き	5 で ま き つ て た い く な い 実 施 で き	6 未 評 価
基本目標	施策目標							
1 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり		40	18	19	1	1	1	
(1) 子どもの人権の尊重		11	7	4				
①人権意識の醸成		2	1	1				
②児童虐待防止対策及び対応の充実		7	6	1				
③子どもに対する相談支援体制の充実		2		2				
(2) 心身を健やかに育む子育て環境の充実		29	11	15	1	1	1	
①家庭や地域の教育力・社会力の向上		4	1	1		1	1	
②就学前・学校教育環境の充実		13	3	10				
③次代を担う若者の自立支援		3		2	1			
④子どもの豊かな体験機会の充実		5	5					
⑤有害環境対策の推進		4	2	2				
2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり		44	27	13	1	1	2	
(1) 親子の健康づくり支援		22	13	8				1
①親子の健康の確保		10	6	3				1
②食育の推進		4	3	1				
③思春期からの健康づくり支援		3		3				
④小児医療・予防の充実		5	4	1				
(2) 子育てに関する意識啓発及び相談・情報提供体制の充実		11	7	4				
①子育ての楽しさ・大切さ意識の醸成		2	1	1				
②次代の親としての意識の醸成		2	1	1				
③子育てに関する相談体制・情報提供体制の充実		7	5	2				
(3) 仕事と生活の調和※推進		11	7	1	1	1	1	
①男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進		9	7		1	1		
②男女共同子育ての推進		2		1			1	
3 子どもを安心して育てることができる環境づくり		45	19	20	2			4
(1) 子育て家庭への支援の充実		15	8	4	1			2
①子育てへの理解促進		1			1			
②地域における多様な交流の促進		3	2	1				
③地域子育て支援活動の育成・支援		5	2	3				
④地域子ども・子育て支援事業の充実		6	4					2
(2) 援助の必要な家庭への支援		20	8	11				1
①ひとり親家庭の自立支援の推進		7	5	1				1
②障がいのある子どもとその家庭に対する支援		13	3	10				
(3) 安全・安心な環境づくり		10	3	5	1			1
①良質な居住環境の確保		2		2				
②交通安全対策の推進		2		2				
③防犯・防災対策の推進		6	3	1	1			1
全 体		129	64	52	3	1	2	7

【少しできた・ほとんど実施できていない・まったく実施できていない取組について】

基本施策	具体施策	第1期計画の内容（取組の方向性） 現状と課題	達成状況
1 (2) ① 家庭や地域の教育力・社会力の向上	老人クラブ活動等 地域団体による子育て支援活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・忠岡町社会福祉協議会と連携し、老人クラブと幼稚園、保育所、小・中学校等の子どもたちとの交流や地域での子育てサロンの開催等の活動を促進します。 ・未実施 	まったく実施できていない
1 (2) ③ 次代を担う若者の自立支援	OSAKA しごとフィールド（サポートステーション）等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の就職活動のアドバイスやカウンセリング等を行う OSAKA しごとフィールド等関係機関についての周知を図ります。 ・「ふれあい大会」就労相談ブースにてパンフレットを配布したほか、庁舎1階・4階の書架に配架。 	少し実施できた
2 (3) ① 男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進	仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の働きやすい環境づくりのため、労働環境等の改善を積極的に進めている企業について、大阪府との連携により紹介に努めます。 ・未実施 	まったく実施できていない
3 (1) ① 男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進	待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児保育等の待機児童が発生しないよう、二ーズの把握に努めるとともに、認定こども園の導入・検討などを進めます。 ・平成28年度途中から、平成29年度は当初から、保育士不足による待機児童が発生しています。 	ほとんど実施できていない
3 (3) ① 子育てへの理解促進	子育てを地域ぐるみで応援する気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報「ただおか」などを活用して、子育て支援の気運の醸成を図っていきます。 ・児童遊園についてのお知らせページをホームページに掲載しました。 	少し実施できた
3 (3) ③ 防犯・防災対策の推進	地域における避難訓練等防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもや障がいのある保護者のいる家庭などが、地震などの災害時に混乱することなく避難できるよう、また、安否確認が行えるよう、避難訓練をはじめ地域での自主防災活動を促進します。 ・災害時避難行動要支援者支援プランにより、要配慮者に対して支援希望の受付を行っています。 	少し実施できた

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「第5次忠岡町総合計画」では、4つの基本理念の1つに「人が輝くまちづくり」があり、将来像を「みんなでつくろう 夢・希望・感動あふれるまち～日本一小さなまち・忠岡の挑戦～」としています。

「第5次忠岡町総合計画」や「忠岡町次世代育成支援後期行動計画」の「みんなで子育て、子ども輝く 忠岡」を踏まえ、「忠岡町子ども・子育て応援プラン 2015」の基本理念を『みんなで子育て、親も子も地域も 笑顔輝く忠岡』を基本理念に、教育・保育事業をはじめとした、子育て支援策を推進してきました。

本町の第2期子ども・子育て支援事業計画「忠岡町子ども・子育て応援プラン 2020」では、第1期の施策・事業のさらなる推進が求められていることから、第1期計画の基本理念を踏襲するものとします。

みんなで子育て、親も子も地域も 笑顔輝く忠岡

2 計画の基本的な視点

子ども・子育て支援の取組を進めるにあたって、次の5点を基本的視点とします。

視点1：子どもの最善の利益の確保

子ども・子育て支援は、子どもの最善の利益が実現される社会をめざすことを基本に、子どもの生きる権利の保障や健やかに発達・育つよう、教育・保育内容を充実するとともに、人権侵害である虐待やいじめ、ドメスティック・バイオレンス（以下、DVという。）被害などを受けないよう、また、障がいの有無や国籍等に関わらず等しく教育・保育が受けられるよう、子どもの人権の尊重を重視します。

視点2：忠岡の次代を担う人づくり

将来、子どもが自立して家庭を持ち、楽しく子育てができるよう、また、地域社会の一員として、その次の世代の子どもたちを支えることができるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うため、長期的な視野を持つとともに、忠岡の未来を託す人づくりを重視します。

視点3：親子の育ちの見守りと相互の育ち合いの地域づくり

地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支援するため、地域社会を構成する多様な主体が連携・協働し、子どもをまちの宝として大切に育てる意識づくりや大人も子どもも互いに学び、育ち合う環境づくりを重視します。

視点4：多様な子育て支援ニーズへの対応

母親の就労をはじめ、子どもの教育・保育事業についての多様なニーズや、子どもの貧困など社会的養護を必要とする子どもの増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な教育・保育事業や地域子育て支援事業の取組や質を確保するとともに、養護家庭に対する自立支援等を重視します。

視点5：子育てと仕事・地域生活の調和の推進

親が子育てを楽しみながら子どもとともにいきいきとした生活を送ることができるように、また、父親も子どもと向き合い子どもの成長を喜びとして実感できるよう、さらに、地域社会とのつながりの中で親も子も成長できるよう、仕事と家庭生活、地域生活との調和の実現など、ゆとりある家庭づくりを重視します。

3 基本目標

基本理念の実現をめざし、3つの基本目標を設定し、子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標1 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、すべての子どもが相互に認め合い、命を大切にできるまちづくりを進めます。

また、子どもが次代の担い手として、自らの人生の主役として夢と希望を持ち、豊かにたくましく育つことができるよう、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取り組むとともに、子育て基盤としての家庭づくりや地域づくりを進めます。

基本目標2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

生涯にわたって親子がともに健康で暮らすことができるよう、母子保健対策をはじめ、保護者の健康づくり等の対策を進めます。

また、働く母親のみならず、すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるよう、男女がゆとりある職業生活を送れるようにするとともに、家庭生活や地域生活との調和を図れるよう、ゆとりある家庭環境づくりを促進します。

さらに、子育て家庭の多様なニーズに対応し、就学前の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの計画的な達成に向けての取組を進めるとともに、質の確保を図ります。

基本目標3 子どもを安心して育てることができる環境づくり

地域社会全体で親子の育ちを見守り、支援するため、子育ての社会的意義について啓発するとともに、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭を見守り、ふれあい、支援する地域づくりを進めます。

また、援護を必要とする家庭に対する支援を充実するとともに、いつでも子育てのことを相談できるよう、相談や情報提供の充実を図ります。

さらに、子どもや子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

4 計画の施策体系

基本目標1 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり	
施策1－1 子どもの人権の尊重	(1) 人権意識の醸成 (2) 児童虐待・DV防止対策及び対応の充実 (3) 子どもに対する相談支援体制の充実
施策1－2 心身を健やかに育む子育て環境の充実	(1) 家庭や地域の教育力・社会力の向上 (2) 就学前・学校教育環境の充実 (3) 次世代を担う若者の自立支援 (4) 子どもの豊かな体験機会の充実 (5) 有害環境対策の推進

基本目標2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり	
施策2－1 親子の健康づくり支援	(1) 親子の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期からの健康づくり支援 (4) 小児医療・予防の充実
施策2－2 子育てに関する意識啓発及び相談・情報提供体制の充実	(1) 子育ての楽しさ・大切さ意識の醸成 (2) 次代の親としての意識の醸成 (3) 子育てに関する相談体制・情報提供体制の充実
施策2－3 仕事と子育て調和推進	(1) 地域の子育て支援事業の充実

基本目標3 子どもを安心して育てることができる環境づくり	
施策3－1 子育て家庭への支援の充実	(1) 地域における多様な交流の促進 (2) 地域子育て支援活動の育成・支援
施策3－2 援助の必要な家庭や児童への支援	(1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (2) 障がいのある子どもとその家庭に対する支援 (3) 子どもの貧困対策
施策3－3 安全・安心な環境づくり	(1) 親子にやさしいまちづくりの推進 (2) 交通安全、防犯・防災対策の推進

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり

施策1－1 子どもの人権の尊重

(1) 人権意識の醸成

子どもの人権に関する問題について、住民の理解や意識を高めるための啓発・教育を推進するとともに、虐待やDV、いじめなどの問題と併せて人権意識の高揚を図ります。

①子どもの人権問題に関する啓発・教育の推進	広報人権課
子どもに対する虐待やいじめなど、様々な子どもの人権に関する問題や「児童の権利に関する条約」の内容、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)などについて、町の広報等を通じて、情報発信や啓発を進めます。	
②幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校における人権教育の推進	教育みらい課 学校教育課
幼稚園教育要領・保育所保育指針・認定こども園教育・保育要領、小・中学校の教育方針に基づき、子どもの発達段階に応じて子ども一人ひとりの人権を十分尊重するとともに、集団の中で命の大切さ、お互いを思いやる心が持てるような仲間づくりを進めていきます。	

(2) 児童虐待・DV防止対策及び対応の充実

虐待やDV、いじめなどに関する相談や対応など、関係課や関係機関等と連携し、一人ひとりの状況にきめ細かに対応していきます。

①児童虐待の通告義務や通告先についての周知	健康こども課
「児童虐待防止法」や通告義務等について、町の広報紙やホームページ、パンフレット等の媒体を活用して周知します。	
②要保護児童対策地域協議会の連携の強化	健康こども課
関係機関と当該児童等に関する情報、考え方を共有し、要保護児童の適切な保護や保護者に対応するため、連携の強化を図ります。また、実際に虐待とみられる事例があった際には、関係課や子ども家庭センター等関係機関との連携、役割分担をし、対象児童の安全の確認・確保に努めるとともに、保護者への心のケアなどを支援します。	
③対象児童・家庭の早期発見・把握	健康こども課・教育みらい課・学校教育課
幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校において、職員に対しての研修を行うとともに、教職員と教育委員会、各連携機関との情報共有などに努めます。また、早期からの支援が行えるよう乳幼児健診や各種訪問事業等を通じた保護者や子どもの状況把握に努め、必要に応じて、相談や支援につなげます。	
④DV防止に向けた啓発、DV相談、DV被害者の一時保護等の推進	人権広報課
広報や街頭活動等を通じて、DVに関する内容の普及や啓発活動に努めるとともに、DVに関する相談や、状況に応じて関係課や子ども家庭センター等関係機関との連携により、被害者及びその子どもの一時保護等の対応を行います。	

(3) 子どもに対する相談支援体制の充実

心の問題を抱える子どもやその保護者に対して、身近に相談できる機会や専門的な相談など、職員の資質の向上とともに、相談体制の充実を図ります。

①子どもが相談できる窓口についての周知	健康こども課・教育みらい課・学校教育課
学校・家庭・地域が連携し、子ども一人ひとりの心の問題に対応できる相談・指導体制の充実に努めるとともに、子どもが相談できる窓口について、ポスター・チラシなどにより周知を図ります。	
②学生ボランティアによる学習支援	学校教育課
中学校において、大学生等ボランティアを活用し、放課後に学習支援等を行います。	

施策 1－2 心身を健やかに育む子育て環境の充実

(1) 家庭や地域の教育力・社会力の向上

子育ての基盤である家庭や子育ち・親育ちを見守り、支援する地域の教育力・社会力の向上を図ります。

①保護者の学びの支援（子育て親サロン、父親教室等）	生涯学習課 他
生涯学習課や健康こども課、教育みらい課など子育てに関する関係課が連携し、家庭の役割を認識するとともに子育てについての知識等を深められるよう、啓発や学習機会の提供に努めます。同時に子育て親サロン（児童館）などにおける子育て相談をはじめ、子育てに関する不安や悩みの軽減を図るため、様々な相談等の対応の充実に努めます。	
②ふるさと教育の推進	学校教育課
小学3年生での社会科副読本「ただおか」を活用した学習や、中学2年生での職業体験学習など、子どもたちが地域の歴史や文化、自然、産業など、ふるさとへの関心と愛着を持てるよう、地域住民や関係団体等との連携を図り、ふるさと教育を推進します。	

(2) 就学前・学校教育環境の充実

就学前教育や義務教育9年間を見通した連続性のある教育内容の充実を図ります。

①総合的な幼児教育の推進	教育みらい課・学校教育課
幼稚園・保育所・認定こども園、小学校・中学校など異なる校種間での行事や子ども同士の交流、教職員間の連携を図ります。	
②読書に親しむ活動の推進	生涯学習課・学校教育課・教育みらい課
第1次忠岡町読書活動推進計画に基づき、子どもの読書習慣の定着と環境整備が図られるよう取組を推進します。	
③学習意欲・活用する力の向上と学習習慣の確立	学校教育課
忠岡町授業スタンダードを活用し、特色ある授業づくりを通して子どもの確かな学力の定着を図るとともに、活用する力や学習意欲の向上を図ります。	
④新学習指導要領の確実な実施	学校教育課
新学習指導要領を確実に実施し、プログラミング教育等を通して情報活用能力の育成を図るとともに、「考え方・議論する道徳」に向けた授業づくりを推進します。	
⑤キャリア教育の推進	学校教育課・生涯学習課
自分の成長や変容を自己評価するための振り返る活動を計画的に取り入れていきます。また、中学2年生においては、職場体験学習を実施し、働くことの意義や目的の理解を深める取り組みを進めます。	
⑥国際理解教育の推進	人権広報課
国際感覚を持った人材の育成や、オーストラリア・ノーザンビーチズ市との交流を深めるため、中学生の派遣や英語イベントなどの事業を実施します	
⑦環境教育の推進	学校教育課
環境問題について自ら調べ学習を行ったり、教科横断的に環境問題について考える学習の場を提供します。	
⑧学校の組織力と教職員の資質向上	学校教育課
教職員が日々の研究と研修を通して、相互に資質を高め合い、今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図ります。	
⑨魅力ある学校づくりの推進	学校教育課
学校便り等により、地域に積極的に情報発信し、地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が協働の関係をめざしながら、子どもの健全育成に向けた取り組みを進めます。	
⑩就学前教育・保育施設、義務教育施設の設備整備・充実	教育みらい課・学校教育課
子どもたちが安全かつ快適に過ごせるよう、就学前教育・保育施設や義務教育施設の設備整備・充実に努めます。	

(3) 次世代を担う若者の自立支援

未来を担う親の育成の観点に立つとともに、社会性やコミュニケーション能力、豊かな情操、創造力などを培い、健全な育成を図るため、地域住民や地域団体との連携による多様な体験機会の提供や有害環境対策を進めます。

①発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進	学校教育課・産業振興課
児童・生徒が、目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的に自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるようキャリア教育の充実に努めます。	
②進路指導相談体制の充実	学校教育課・産業振興課
中学校の進路相談や若者の就職等に関する相談について、関係課や関係機関等と連携し、相談対応の充実に努めます。	

(4) 子どもの豊かな体験機会の充実

地域住民や地域団体との連携により、社会性やコミュニケーション能力、豊かな情操、創造力などを培います。

①スポーツ少年団活動や子ども会活動等子ども関係団体の活動の促進	生涯学習課
子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、また、社会性を身につけられるよう、子ども会、スポーツ少年団等に対する活動支援、スポーツテストやウォーキングイベントなど、スポーツを通じた交流の場づくり、町全体のスポーツの活性化を図ります。	
②児童館活動の推進	生涯学習課
子育て親サロン、のびのびサロンや児童教育を実施し、児童館活動を推進します。	
③放課後子ども教室の推進	生涯学習課
地域ボランティアの方と勉強や遊ぶ子どもの居場所づくりをめざした放課後子ども教室を推進していきます。	
④地域団体等との連携による地域での多様な体験機会の提供	生涯学習課
子どもたち一人ひとりが心豊かにたくましく育つことができるよう、児童館において、勉強やスポーツ、また、茶道等文化活動を通じ、地域住民との交流等を推進していきます。	

(5) 有害環境対策の推進

地域住民や地域団体との連携による多様な体験機会の提供や有害環境対策を進めます。

①有害環境の浄化等の活動促進	生涯学習課
関係機関及び忠岡町青少年問題協議会等との連携により、コンビニエンスストア等の協力を得ながら、有害図書をはじめ有害環境の浄化等の活動を促進します。	
②夜間パトロールの強化	生涯学習課
各種団体との連携・協力により、青少年の非行を防止するため、夜間パトロールの強化を図ります。	
③有害情報への対応	学校教育課
学校においては、児童・生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、情報モラルの育成にも努め、家庭・地域と連携した取り組みを推進します。	
④学校における児童・生徒指導の推進	学校教育課
問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、小・中学校での指導や相談対応の充実を図ります。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、教育相談を行います。	

基本目標2 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

施策2－1 親子の健康づくり支援

(1) 親子の健康の確保

心身の変化が著しい妊娠・出産期を、母としての自覚を持ち、健康な生活を送ることができるように、また、安心して妊娠・出産し、ゆとりを持って子育てできるように、妊娠期からの継続した支援の充実を図ります。

また、保護者が健康を保持・増進できるようにするため、生活習慣病の予防など、若いときから適切な食事・運動・睡眠等についての啓発を進めます。

①母子健康手帳の交付と活用の促進	保健センター
母子健康手帳の交付を通して、母と子の一貫した健康管理と健康の保持・増進に役立てられるよう、活用について啓発します。また、保健師との全数面談を行い、早期に母親等の状況把握することにより、必要な支援につなげていきます。	
②妊婦健康診査の受診促進	保健センター
妊娠高血圧症候群や貧血の早期発見など、妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦健診について受診の促進を図ります。また、健診結果をもとに、必要に応じて妊娠期からの早期支援を行います。	
③マタニティクラブ、ベビーマクラブへの参加促進	保健センター
妊娠期の健康の保持・増進を図るため、これからママ、パパになる人のための学習機会の提供を行います。マタニティクラブ、ベビーマクラブとともに、対象者にニーズに応じた内容や工夫を検討し、実施していきます。	
④乳児家庭全戸訪問事業の推進	保健センター
出産後に助産師、保健師の訪問を行うことによって、悩み・不安の軽減に寄与し、各家庭に合わせた相談・指導を行います。	
⑤乳幼児健診の推進、乳幼児健診未受診者への対策強化	保健センター
乳幼児発達のポイントとなる時期に健診を実施することによって、児及び保護者に対し疾病の早期発見、支援等を行います。	
⑥体重測定日の周知	保健センター
乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等を通じて体重測定の実施の周知を図り、参加を促進します。また、計測後、保健センターを子どもの遊び場として、親同士の交流を深める機会として提供します。	
⑦ママと子どものわんぱくタイムの開催	保健センター
就学前の子どもと保護者が遊びや体操など、家庭ではできないふれあいの機会を提供します。	
⑨不妊治療対策の推進	保健センター
大阪府の不妊治療の啓発に努めるとともに、治療費の経済的負担の軽減を図るために、町制度において実施している不妊治療の助成事業について周知し利用を促進します。	
⑩保護者の健康づくりの推進	保健センター
乳幼児健診や教室参加時、保育所・認定こども園・幼稚園にて保護者対象の健診の受診勧奨や健康づくりに関するチラシを配布するなど、啓発を行います。	

(2) 食育の推進

家庭における食生活の大切さや乳幼児期からの望ましい食習慣の定着のための啓発を進めます。

①離乳食講習会の開催	保健センター
離乳食講習会のほか、保護者がつくりやすくなるよう、健診時には離乳食の展示と相談を行います。	
②保護者向けの栄養教室や親子クッキング等の調理指導の開催	保健センター
講話や調理方法を工夫し、保護者と子どもが自宅でも一緒に楽しめるような内容としていきます。	
③幼稚園、保育所、小・中学校における食育の推進	教育みらい課・学校教育課
学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進するとともに、幼稚園についてはこども園化とともに給食の完全実施により、保育所と同等の食育の推進を図ります。	
④栄養や食事に関する相談・指導	保健センター
管理栄養士により、健診日以外でも、体重測定日等の事業の開催時、また電話相談等、隨時食事についての相談に対応します。	

(3) 思春期からの健康づくり支援

家庭、学校、地域などが連携して未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用、性などに関する正しい知識の普及を図ります。

①喫煙・飲酒防止、薬物乱用防止対策の推進	学校教育課・保健センター
子どもを喫煙や飲酒、薬物乱用による健康被害から守るため、保健センターや警察などの関係機関の協力を得ながら、喫煙や薬物乱用などの防止のための教育を推進します。	
②学校における性や生命の尊重に基づく性教育の推進	学校教育課
養護教諭が中心となり、家庭や地域との連携のもと、子どもたちの性に関する正しい知識の習得のための教育を推進するとともに、十代の自殺などの健康課題に対応し、心の健康などについて理解を深めます。	
③保護者からの相談対応の充実	学校教育課・保健センター
学校等との連携を図り、思春期における心身や性の悩み、不安の解消のため、窓口や電話相談による教育相談を行うとともに、関係機関の紹介等を行います。	

(4) 小児医療・予防の充実

妊婦が安全で快適な出産ができるように、妊娠・出産期の健康づくりや注意点などについての知識の普及や情報の提供を図るとともに、子どもの健康管理に関してかかりつけ医を持つことの大切さの啓発や、小児救急診療体制についての周知を図ります。

①保健医療福祉マップの作成、医療機関情報の提供	保健センター
子どもの身体や病気に関し、日頃から気軽に相談できる「かかりつけ医」の必要性について泉州大津市医師会等と連携して普及啓発を行うとともに、保健医療福祉マップの作成、医療機関情報の提供を行います。	
②小児救急体制の整備と周知の徹底	保健センター
泉州大津市医師会、泉州2次医療圏の市町等と協力し、泉州北部小児初期救急広域センター、小児救急輪番体制の整備と周知に努めます。	
③小児救急電話相談についての周知	保健センター
「すこやかだより」に小児救急体制の情報を掲載し、全戸配布するとともに、乳児全戸訪問時のチラシ等を通じて周知を図ります。	
④予防接種の個別通知と未接種者への勧奨	保健センター
「すこやかだより」に予防接種情報を掲載し、全戸配布するとともに、各個別通知、健診時の勧奨を行います。	
⑤家庭内事故予防についての啓発	保健センター
乳幼児健診時に事故予防の冊子を配布、各種相談を通じて、具体的な予防策の提案を行います。	

施策2－2 子育てに関する意識啓発及び相談・情報提供体制の充実

(1) 子育ての楽しさ・大切さ意識の醸成

関係機関や関係団体等と連携し、子育てに関するサービスや講座等の情報、子育て支援団体・サークル等の情報提供を進めます。

①地域子育て支援拠点事業の推進	教育みらい課
地域子育て支援センターでは、親子や保護者同士の交流、子育てに関する相談、情報の提供を行っています。町内において2か所目となる地域子育て支援センターがピープル忠岡チャイルドスクールに開設しました。さらなる充実を図るため、公立幼稚園・保育所のこども園化の際に、新たに設置を推進します。	
②子育ての楽しさのPR	教育みらい課・保健センター
健診や教室での機会において、子育てへの悩み・負担の軽減を図るとともに、冊子やチラシを用いて子どもへの関わり方を伝えます。	

(2) 次代の親としての意識の醸成

次代の親となる子どもたちが、子育てに対して不安感や負担感を持つのではなく、生命の大切さや成長の喜び、子育ての楽しさなどの感情を持つことができるよう、幼稚園や保育所、学校、地域との連携により、小・中学生などが直接乳幼児とふれあう機会づくりに取り組みます。

①中学校における保育実習等乳幼児とのふれあい体験の充実	教育みらい課・学校教育課
幼稚園や保育所、認定こども園における中学生の職場体験学習の受入れを通じて、乳幼児とのふれあいの機会の提供を行います。	

(3) 子育てに関する相談体制・情報提供体制の充実

子どもに関する様々な問題や子育てについての悩み、不安を軽減・解消できるよう、関係機関や団体等との連携を強化し、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導の充実を図ります。

①子育てガイドブックの作成	教育みらい課・保健センター
子育てに関する関係課の事業等を盛り込んだ、子育てガイドブックの内容の充実を図ります。	
②ホームページの充実、広報「ただおか」の充実	教育みらい課・保健センター
児童や保護者の多様な課題に対応するため、各種相談窓口・機関に関する情報を、ホームページや広報「ただおか」への掲載内容の充実を図ります。	
③母子保健事業を通じての乳幼児相談、発達相談等	保健センター
母子保健事業の際に常時相談を受付け、月に1回の心理士による専門相談などの周知を図るとともに、医療機関や専門機関と連携し、相談の充実を図ります。	
④地域子育て支援センターにおける相談の推進（P●再掲）	教育みらい課
※子育て支援拠点事業	
⑥利用者支援事業の推進 ◆	
保護者等からの相談に応じ、子育て支援事業など必要な情報の提供や助言等を行う事業を推進します。	
⑤子育て世代地域包括支援センターの設置	

※◆子ども・子育て支援制度に基づく施策のうち具体的なニーズ量やその確保策を定めるもの。

具体的な目標設定等については、第5章に記載。

施策2－3 仕事と子育て調和推進

(1) 地域の子育て支援事業の充実

多様な子育て支援ニーズに対応できるよう、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

①待機児童の解消 ◆	教育みらい課
保護者の多様なニーズに対応できるよう、幼保一体化の更なる推進と保育士の計画的な採用を行することで保育士不足を解消し、待機児童の解消に努めます。	
②延長（時間外）保育事業の推進	教育みらい課
町内にあるすべての保育所（こども園含む）において、引き続き延長（時間外）保育を実施していきます。	
③一時預かり事業の推進 ◆	教育みらい課
保護者の傷病や緊急時の用事等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難な乳幼児に対応する一時預かり事業を推進します。	
④子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）◆	健康こども課
保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった時や、出張等で家庭において夜間の保育ができない場合など、近隣市の児童養護施設などで預かる事業を活用し、その家庭の支援を行います	
⑤放課後児童健全育成事業 ◆	生涯学習課
小学生で、放課後帰宅しても保護者及び同居の親族の就労又は疾病等により、留守等になる家庭の子どもたちを対象に、放課後あるいは長期休業中の居場所を提供し、健全育成を図ります。	
⑥産前・産後休業、育児休業中の保護者に対する情報提供や相談支援	教育みらい課
産前・産後休業や育児休業中の保護者が、職場復帰時に保育所等をスムーズに利用できるよう、情報提供や相談支援を図ります。	
⑦「忠岡町幼保一体化推進基本計画」の推進	教育みらい課
「忠岡町幼保一体化推進基本計画」（平成29年3月策定）に基づき、幼稚園と保育所の一体化を進め、認定こども園化を進めます。	

※◆子ども・子育て支援制度に基づく施策のうち具体的なニーズ量やその確保策を定めるもの。

具体的な目標設定等については、第5章に記載。

基本目標3 子どもを安心して育てることができる環境づくり

施策3－1 子育て家庭への支援の充実

(1) 地域における多様な交流の促進

子育て家庭の保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま、地域の中で孤立することがないよう、子育ちや親育ちを地域社会が見守り支援することの重要性を広く普及するとともに、親子が多様な交流の中で社会性を身につけ、幅広い視野を持つ大人として成長できるよう、様々な交流を促進します。

①世代間交流の促進	高齢介護課・学校教育課・生涯学習課
幼稚園や認定こども園、保育所、小・中学校、総合福祉センター等、様々な場や機会を通じて世代間交流を促進します。	
②園庭開放による子育て交流の促進	教育みらい課
幼稚園や認定こども園、保育所の園庭開放を実施することにより、親子の仲間づくりや幼児の望ましい発達などを支援します。	
③幼稚園・認定こども園・保育所と小学校との交流	教育みらい課・学校教育課
小学校生活へ円滑に移行するため、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校との交流をはじめ地域の他の施設との交流を深めます。	

(2) 地域子育て支援活動の育成・支援

地域住民や地域団体による子育て支援活動を促進します。

①子育てサークルの育成・支援	教育みらい課
子育て中の親子が子育て情報の交換や交流を通して孤立感や負担感を少しでも軽減できるよう、地域子育て支援センター等における地域の自主的な子育てサークルの育成・支援に努めます。	
②民生委員・児童委員等の保健センター事業への参加・協力	地域福祉課・保健センター
民生委員・児童委員の協力を得て、親が安心して保健センター事業に参加でき、経験豊富な年長者の助言や保育を受けられるよう、機会の提供を進めます。	
③里親育成事業の推進	健康こども課
岸和田子ども家庭センターからの里親募集記事等を広報「ただおか」に掲載するとともに、パンフレットを窓口に設置し、住民に制度の周知を図ります。	
⑤ファミリー・サポート・センター事業 ◆	教育みらい課
地域密着型の子育て支援事業として、子育てを援助してほしい人と子育てを援助したい人が会員となり、お互いに子育てを助け合う事業です。令和元年度に開園したピープル忠岡チャイルドスクールにおいて、ファミリー・サポート・センター事業の導入について検討していきます。	

※◆子ども・子育て支援制度に基づく施策のうち具体的なニーズ量やその確保策を定めるもの。

具体的な目標設定等については、第5章に記載。

施策3－2 援助の必要な家庭や児童への支援

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が経済的な基盤を確保し、安心して子育てができるよう、情報提供などを通じて就業による自立を支援するとともに、子育て・生活支援の強化や子どもへの相談・学習支援を図ります。また、父子家庭に対する相談や就業支援等、支援の拡大を図ります。

①相談対応の充実	健康こども課
ひとり親家庭が抱えている様々な問題・悩みなどを解決するため、適切な助言及び情報提供をするなど相談対応の充実に努めます。	
②就労等自立支援の推進	健康こども課・産業振興課
看護師や介護福祉士などの資格の取得や就業に結びつく可能性の高い講座を受講するひとり親に対し、経済的負担の軽減と自立の促進を図るため、高等技能訓練促進費等給付金事業や自立支援教育訓練給付金の支給等について周知し、利用の促進を図ります。また、職業能力や技術の向上のため、技術講習等を自費で受講した場合には補助金を交付しています。	
③経済的支援	健康こども課
ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭医療制度、児童扶養手当制度、生活保護制度などの事業について、関係機関と連携を図りながら、支援を必要とする人に対する周知、利用の促進を図ります。	
④子どもへの相談・学習支援	学校教育課・地域福祉課
中学校において、大学生等ボランティアの協力のもと、放課後に学習支援等を行います。	
⑤子育て短期支援事業の利用促進	健康こども課
ひとり親家庭の子どもが保護者の就労の関係で、夜間などに保育が必要になった場合に利用できるよう、子育て短期支援事業の周知を行うとともに、利用を促進します。	
⑥養育支援訪問事業の推進 ◆	保健センター
ひとり親家庭などで特に支援が必要な家庭に対し、保健師などが訪問し、子育てに関するアドバイスなどを行います。	

※◆子ども・子育て支援制度に基づく施策のうち具体的なニーズ量やその確保策を定めるもの。

具体的な目標設定等については、第5章に記載。

(2) 障がいのある子どもとその家庭に対する支援

心身に障がいのある子どもや発達の遅れがある子どもとその保護者が、安心して子育てや生活ができるよう、育児・教育の支援・訓練とともに、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供などを推進します。

①障がいの早期発見	保健センター・教育みらい課・学校教育課
幼稚園や保育所、小・中学校との連携を図り、発達に遅れなどのある子どもの早期発見や早期対応に努めます。	
②発達障がいの早期発見・早期対応	健康こども課
ユニバーサルデザインによる授業づくりや集団づくりの取り組みを学校全体で積極的に進めるとともに、支援教育コーディネーターを活用し、教育活動を推進します。	
③障がいについての理解啓発の推進	学校教育課・地域福祉課
住民に対し、障がいのある子どもに対する正しい理解と認識を深めるとともに、義務教育において「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、校内で共有を図るとともに、学年を超えた交流を図り、校種間はもとより地域との連携を図ります。	
④きめ細かな相談・支援	関係課
乳幼児期、小学生期、中学生期などのライフステージに応じて、関係課や関係機関等と連携し、本人や保護者の相談にきめ細かな対応を図ります。	
⑤障がいのある児童・生徒の就学相談	学校教育課・保健センター
障がいのある児童・生徒の就学相談について広報等により周知するとともに、保健センターと連携し、障がいのある子どもの把握に努め、早期から就学相談を行い、保護者の不安の軽減に努めます。	
⑥障がいのある子どもの教育・保育の充実	教育みらい課・学校教育課
集団教育・保育の中で障がいのある子どもがのびのびと生活できるよう、幼稚園や認定こども園、保育所での教育・保育の充実を図ります。また、支援教育コーディネーターをはじめ、小・中学校の支援学級担任等を中心に各学校が連携し、支援教育の充実に努めます。	
⑦忠岡町支援教育リーディングスタッフ巡回相談の充実	学校教育課
専門性の高い支援学級担任をリーディングスタッフとして選任し、学校園を巡回する中で個別ケースの相談や支援方法について助言します。今後もスタッフの育成を図るとともに、指導方法等の向上に努めます。	
⑧個別の指導計画や教育支援計画の作成と取組	関係課
ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行うために、乳幼児期・学齢期・成人期までの一貫した支援体制の構築に向け、支援をつなぐ「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、それらを効果的に活用し、支援を充実させていくために、保護者、関係機関、医療機関等と連携を図ります。	
⑨障がい福祉サービス・地域支援事業	地域福祉課
訪問系サービスをはじめ日中活動系サービスの利用に際し、計画相談支援事業所の相談支援専門員が支援計画を立て、計画に基づきサービスを提供や、日常生活用具の給付や移動支援、日中一時支援事業等を提供します。	
⑩放課後等デイサービスの提供	地域福祉課
学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後等に生活能力向上のための訓練などを提供することにより、障がいのある子どもの自立の促進と放課後の居場所の提供を行います。	
⑪経済的支援	健康こども課・地域福祉課
特別児童扶養手当や障がい児福祉手当、重度障がい者介護手当など、障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的に、経済的支援に努めます。	

(3) 子どもの貧困対策

子育て家庭の経済的な負担を軽減するために、就園・就学や医療費に関する費用などの経済的支援を実施します。また、経済的な理由により、学習や生活に困難が生じている家庭に対して学習支援や生活支援を実施し、子どもたちが健全に成長していくよう支援を推進していきます。

①子どもへの相談・学習支援（再掲）	学校教育課・地域福祉課
中学校において、大学生等ボランティアの協力のもと、放課後に学習支援等を行います。	
②経済的支援	健康こども課
ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭医療制度、児童扶養手当制度、生活保護制度などの事業について、関係機関と連携を図りながら、支援を必要とする人に対する周知、利用の促進を図ります。	
○就学前施設に対する給食費の助成（3歳児から5歳児）	教育みらい課
令和元年10月から国による幼児教育・保育の無償化がスタートしたが、これまで保育料に含まれていた副食費相当の保護者負担が新たに発生するといった制度となっている。本町では子育て支援の更なる充実を推進するため、当該副食費相当部分について保護者の負担をなくすために、全額を施設に対して助成している。	
○子ども食堂に対する補助	健康こども課
子どもの居場所づくりを目的に「子ども食堂」を開設し、運営に取り組む団体に対し、費用の一部を補助します。	

施策3－3 安全・安心な環境づくり

(1) 親子にやさしいまちづくりの推進

気軽に子ども連れて外出できるよう、利便性や安全性、快適性に富んだ、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った施設づくりや道路整備に努めます。

①大阪府福祉のまちづくり条例に基づく公共施設等のバリアフリー化の推進	関係課
乳児のいる保護者が外出先でも安心してオムツ替え等ができるよう、公共施設のオムツ交換台等の設置に努めます。また、不特定多数の方が利用する民間の建築物について、大阪府福祉のまちづくり条例等の普及と、誰もが利用しやすい、移動しやすいまちづくりの推進への誘導に努めます。	

(2) 交通安全・防犯・防災対策の推進

子どもを犯罪や交通事故、災害時の被害等から守るため、地域住民や関係団体、関係機関等と連携して見守り活動や交通安全教室、防災訓練などに取り組みます。

①交通安全施設等整備の計画的な推進	建設課
通学路交通安全プログラムに基づき、安全対策を継続的に実施します。	
②地域住民、地域団体等との連携による交通安全教室の開催	建設課
警察や交通安全協会等と連携し、幼稚園、保育所、小学校の子どもに対し、交通ルールの遵守や歩行訓練などの交通安全教室を実施していくとともに、交通マナーなどの啓発を行います。	
③地域住民、地域団体等による登下校時の子どもの見守り活動の促進	関係課
警察官OB等を地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）として委嘱し、児童の登下校時の見守り活動を促進します。	
④子ども 110 番の家の普及	自治政策課・生涯学習課
PTAや自治会等の協力者の家の前に旗を掲げ、子どもが安全に暮らせる環境づくりを進めます。	
⑤幼稚園や認定こども園・保育所、小・中学校における安全対策の推進	教育みらい課・学校教育課
教職員や保育士の防犯訓練の実施や危機管理能力の向上を図るための研修を行います。	
地震などの災害時に混乱しないように、幼稚園や保育所、小・中学校での避難訓練など防災教育を実施します。	
⑥地域における避難対策の推進	自治政策課
障がいのある子どもや障がいのある保護者のいる家庭などが、地震などの災害時に混乱することなく避難の支援ができるよう、災害時避難行動要支援者支援プランにより、要配慮者に対して支援希望者の登録受付を行います。	

第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

1 子ども・子育て支援事業計画について

「子ども・子育て支援法」第61条第1項の規定により、市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に記載すべき事項が定められています。その内容は以下のとおりです。

（1）幼稚園や保育所、認定こども園などに関する需給計画

幼稚園や保育所、認定こども園について、計画期間の5か年度それぞれに、「利用量の見込み」と、その量の見込みに見合う幼稚園や保育所などの定員（供給）を確保していくための計画（確保方策）を定めます。

（2）延長（時間外）保育事業等地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

延長（時間外）保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みと確保方策を定めます。地域子ども・子育て支援事業は、以下の事業をいいます。

- ①延長（時間外）保育事業
- ②放課後児童健全育成事業
- ③子育て短期支援事業
- ④地域子育て支援拠点事業
- ⑤一時預かり事業
- ⑥病児・病後児保育事業
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧利用者支援事業
- ⑨妊婦健康診査事業
- ⑩乳児家庭全戸訪問事業
- ⑪養育支援訪問事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（3）教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容

認定こども園の普及に係る基本的な考え方などを定めます。

2 教育・保育の提供区域の設定

2-1 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です（子ども・子育て支援法第61条第2項）。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策の記載が必要です。

2-2 忠岡町における教育・保育提供区域

忠岡町は、東西約5km、南北約1km、面積3.97km²のコンパクトな町となっており、公立幼稚園が1か所、公立保育所が1か所、私立認定こども園が2か所、公立小学校が2校、公立中学校が1校で、高齢者の保健福祉・介護保険事業計画では1つの日常生活圏域となっています。

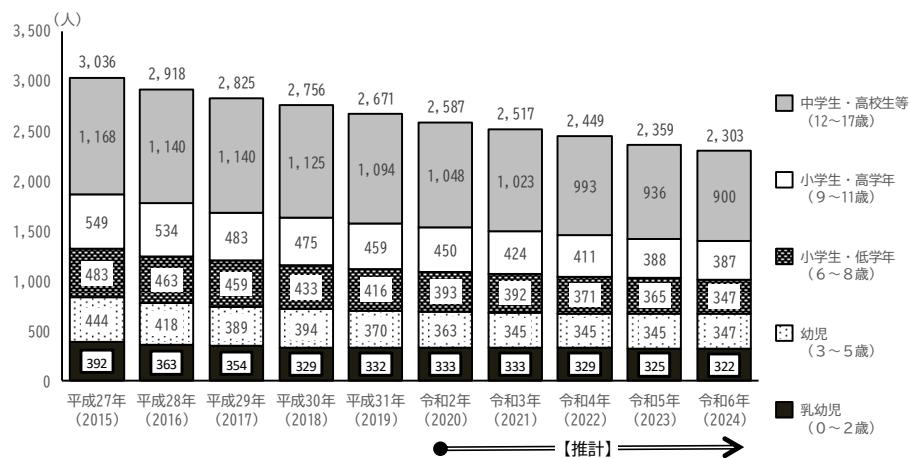
これらの状況を踏まえ、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとはいいないことから、忠岡町全域とすることにします。

なお、第1期計画においては、「放課後児童健全育成事業」については、小学校区ごとに2圏域で設定していましたが、他の事業との整合性を考慮し、全域とすることにします。

3 児童人口の推計

本町では、総人口、児童人口ともに減少が続き、出生数を年間 100 人強と想定し、計画の対象となる児童人口（18 歳未満）の推計を行いました。

■児童人口の推計（各年 4 月 1 日）



■給付・事業の対象となる児童人口の推計（基準日：4月1日）

	実績 平成31年	推計				
		令和2年	令和3年	令和4年度	令和5年	令和6年
0歳	108	108	106	105	104	103
1歳	110	114	113	111	110	109
2歳	114	111	114	113	111	110
3歳	115	115	112	115	114	112
4歳	134	118	118	115	119	118
5歳	121	130	115	115	112	117
6歳	137	122	131	116	116	113
7歳	133	138	123	132	117	117
8歳	146	133	138	123	132	117
9歳	150	145	132	137	122	131
10歳	157	149	144	131	136	121
11歳	152	156	148	143	130	135
計	1,577	1,539	1,494	1,456	1,423	1,403

4 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

4-1 保育認定について（保育の必要性の認定について）

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が認定基準（①就労や出産等での保育を必要とする事由、②就労を理由とする利用の場合の保育の必要量、③ひとり親家庭や子どもの障がいの有無等による優先利用等）に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は以下の3つの区分となります。（認定に応じて施設などの利用先が決まっていきます。）

区分	対象者		主な利用先
1号認定	子どもが満3歳以上	専業主婦（夫）家庭 就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園
		共働きであるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭 【2号要件を有する】	
2号認定	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	保育所 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭		保育所 認定こども園 地域型保育 認可外保育施設

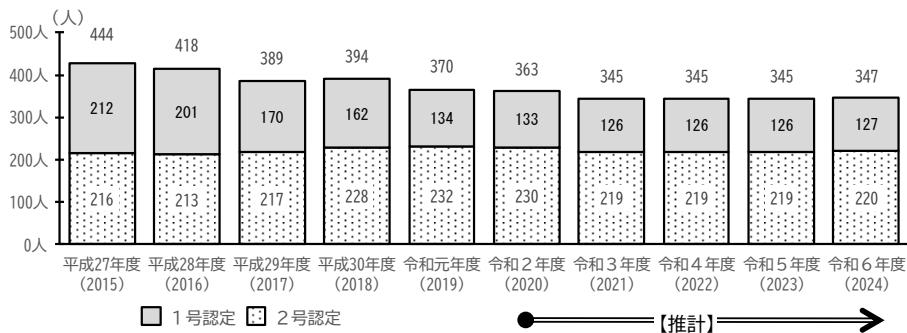
4－2 計画期間の量の見込みと確保方策

国の基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を以下のとおりとします。

(1) 認定区分別の量の見込み

① 1号認定・2号認定

- ・3～5歳のすべての児童が1号認定又は2号認定を受けると想定しました。
 - ・平成31年度の1号認定と2号認定の割合をもとに見込みました。
- ⇒1号認定は130人程度、2号認定は220～230人程度で推移すると見込みます。



②3号認定

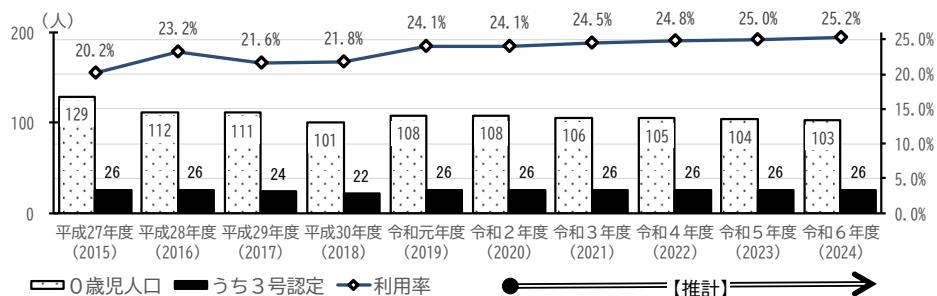
・0歳児の24~25%、1・2歳児の56~58%が認定を受けると想定しました。

⇒3号認定のうち0歳児は25~26人で推移すると見込みます。

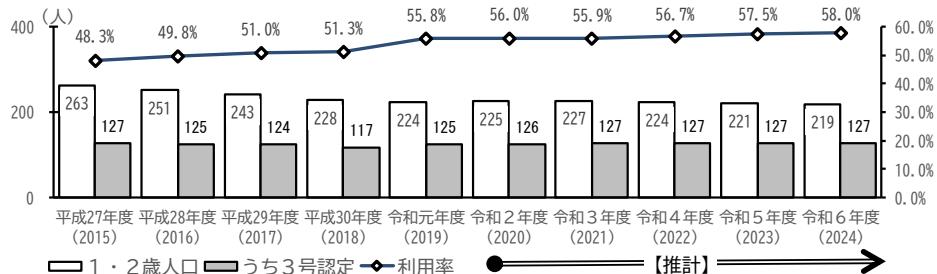
1・2歳児は130人弱で推移すると見込みます。

3号認定全体では、150人強で推移すると見込みます。

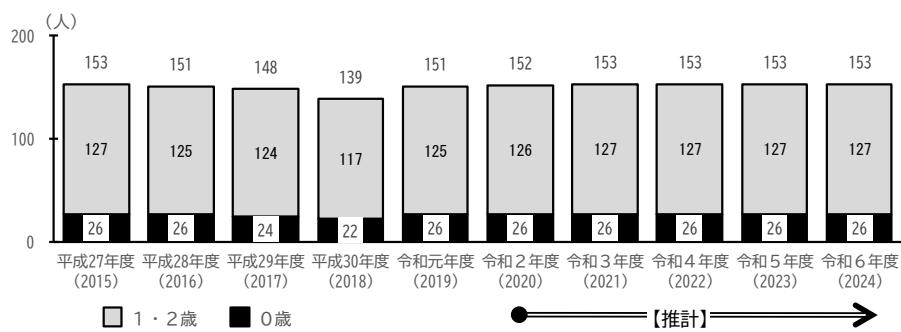
■ 3号認定数の推計（0歳児）



■ 3号認定数の推計（1・2歳児）



■ 3号認定数の推計



(3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

- 1号認定は130人程度で推移すると想定されますが、公立幼稚園、私立認定こども園での定員299人が確保されています。
- 2号認定の保育園等の利用意向者は、220～230名程度で推移すると想定されます。一方、認定こども園（保育所型）、認可外保育施設を合わせた定員は255人で充足すると見込みます。
- 3号認定は150人強で推移すると見込まれますが、定員は164人（0歳児：33人、1～2歳児：131人）のため、必要量に対して確保できる見込みです。

■ 1号認定（3歳以上）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（A）	133	126	126	126	127
確保方策（B）	299	299	299	299	299
特定教育・ 保育施設	245	245	245	245	245
認定こども園	54	54	54	54	54
過不足（A-B）	充足	充足	充足	充足	充足

※過不足は不足が想定される項目のみ表示。

■ 2号認定（3歳以上）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	230	219	219	219	220
確保方策（B）	255	255	255	252	252
特定教育・ 保育施設	93	93	93	90	90
認定こども園	162	162	162	162	162
認可外保育施設	-	-	-	-	-
過不足（A-B）	充足	充足	充足	充足	充足

■ 3号認定（3歳未満）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（A）	152	153	153	153	153
0歳児	26	26	26	26	26
1・2歳児	126	127	127	127	127
確保方策（B）	164	164	164	185	185
特定教育・ 保育施設	57	57	57	-	-
認定こども園	107	107	107	185	185
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
過不足（A-B）	充足	充足	充足	充足	充足

(4) 地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方

教育・保育提供区域において教育・保育事業の供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています（児童福祉法第34条の15第5項）。

忠岡町では、この原則に則り、本計画に定める教育・保育提供区域の量の見込みに基づき、地域型保育事業の認可にあたっての需給調整を行います。申請された教育・保育提供区域において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員総数が、計画で定める量の見込みに既に達しているか、申請された地域型保育事業所の設置によって量の見込みを超える場合、地域型保育事業の認可をしないことがあります。

(5) 教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の提供にあたっては、家庭での教育とともに、人格形成の基礎となる乳幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、質の高い教育・保育サービスの提供に、関係機関等と連携して取り組みます。

- 幼稚園・保育所・認定こども園と小・中学校との連携の推進
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修の推進

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 延長（時間外）保育事業

■事業概要

対象	2号認定（3～5歳）、及び3号認定（0～2歳）の乳幼児
内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等において保育を行います。
保育時間	公立保育所 7時半～19時半 民間保育園 7時～19時

■利用状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0歳	0歳	13	14	10	13	12
	1～2歳	45	52	60	49	52
	3～5歳	89	101	104	95	97
計（人）		147	167	174	157	161

■量の見込み・確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み・実人数（人）		159	155	154	153	153
確保方策	実人数	399	399	399	417	417
	施設数	3園	3園	3園	3園	3園

【量の見込み・提供体制】

- 利用実績（利用率）をもとに見込むと160人程度の利用が想定されますが、400人程度の利用（定員）が確保されています。
- 保育標準時間については1日11時間、保育短時間については1日8時間を超える利用について、延長（時間外）保育事業が適用されます。きめ細かく延長（時間外）保育のニーズに対応できるよう体制の強化を図ります。

(2) 放課後児童健全育成事業

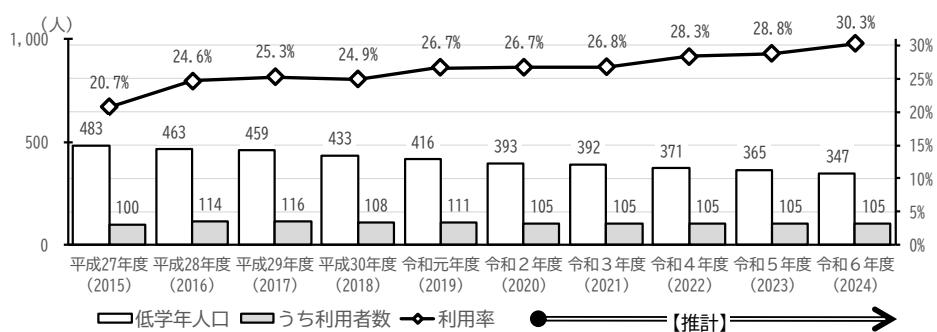
■事業概要

対象	小学1年生～5年生
内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に児童クラブで生活指導及び適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。
保育時間	平日は下校時～17時、延長保育は17時～18時 土曜日・学校休業日は8時半～17時、土曜日は延長なし

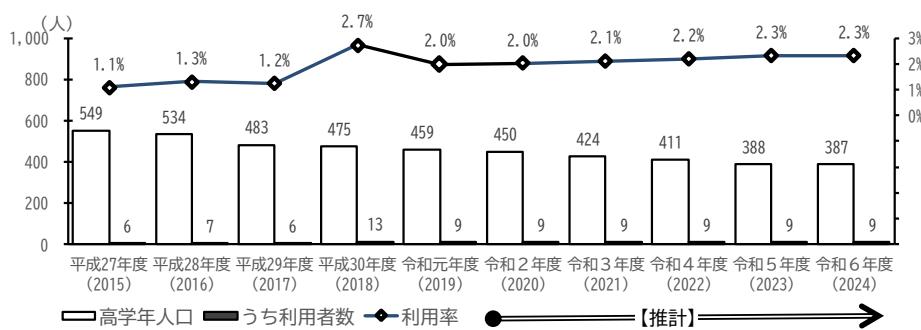
■量の見込み

- ・低学年の27～30%程度の利用希望を想定し、100人強での利用を見込みます。
- ・高学年の2%強の利用希望を想定し、10人程度の利用が見込まれます。

■量の見込み（低学年）



■量の見込み（高学年）



■利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
低学年（1～3年生）	101	114	116	108	111 人
高学年（4～5年生）	8	7	6	13	9 人
計（人）	147	101	114	116	108

■量の見込み・確保方策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	114	114	114	114	114
1～3年生（人）	105	105	105	105	105
4～6年生（人）	9	9	9	9	9
確保方策					
登録児童数（人）	138	138	138	138	138
施設数（か所）	2	2	2	2	2

【量の見込み・提供体制】

- 低学年が 100 人強、高学年が 10 人程度、合わせて 120 人程度の利用が見込まれますが、定員 138 人が確保されています。
- 見込量に対して、現体制での提供は可能ですが、今後、児童数の動向や利用ニーズをみながら、体制の強化について検討します。

(3) 子育て短期支援事業

■事業概要

対象	0～12歳
内容	ショートステイ事業：保護者の疾病・出産・看護・事故等で子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において一定期間（おおむね1週間）預かり、養育・保護を行う事業 トワイライトステイ事業：ひとり親などの保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童福祉施設等において生活援助を行う事業
契約施設	（児童養護施設）岸和田学園、和泉幼稚院、あおぞら、女子慈教寮、信太学園 (乳児院) 和泉乳児院

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年
ショートステイ(人日)	0	14	0	18	7
トワイライトステイ(人日)	0	0	0	0	0

■量の見込み・確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	18	18	18	18	18
ショートステイ（人日）	18	18	18	18	18
トワイライトステイ（人日）	0	0	0	0	0
確保方策：ショートステイ					
延べ人数	42	42	42	42	42
施設数（か所数）	6	6	6	6	6
確保方策：トワイライトステイ					
延べ人数	90	90	90	90	90
施設数（か所数）	1	1	1	1	1

【量の見込み・提供体制】

- 量の見込みに対して、現在の6施設との契約で十分対応できるものと考えます。
- 本事業は、一時預かり事業と類似の事業ですが、児童養護施設において実施するなど、児童の一時的な保護という側面が強い事業です。
- 短期入所生活援助事業（ショートステイ）・夜間養護等事業（トワイライトステイ）を活用して、要保護児童等に対する支援が的確にできるように努めます。
- 広報・ホームページ等を活用し、本事業の周知に努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

■事業概要

対象	就学前児童（0～5歳）及びその保護者
内容	就学前の子どもとその保護者を対象に、様々な行事や育児相談、サークル活動の支援、交流等を実施
契約施設	民間のチューリップ保育園、ピープル忠岡チャイルドスクールに委託

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用延べ人数(人日)	3,380	2,654	2,217	2,003	

■量の見込み・確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用回数（人回）	1,751	1,749	1,728	1,708	1,692
確保方策：施設数（か所数）	2	2	2	2	3

【提供体制】

- 在宅児童の減少（保育所、認定こども園の利用率の上昇）にともない、減少傾向にあります。利用促進を図ることにより、一定の利用を見込みます。
- 既存の子育て支援拠点（地域子育て支援センター・児童館等）を活用し、在宅児童の保護者に対して、子育て情報の提供や交流の場の提供、子育て相談等を行います。
- 認定こども園では、子育て支援事業（子育て広場などの事業）の実施が義務づけられているため、公立の認定こども園設置に際しては、地域子育て支援拠点事業について既存の施設との分担等検討を行います。

(5) 一時預かり事業

■事業概要

対象	1号認定及び2号認定（3～5歳）、その他0～5歳の乳幼児
内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。
実施施設	公立幼稚園では、在園児を対象に保育終了後に預かり保育を実施 令和元年4月より、ピープル忠岡チャイルドスクールにて一時預かり事業を実施（未就園児も対象）

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園における預かり保育	3,380	5,586	4,033	4,612	5,169
幼稚園における在園児対象の預かり保育以外(人日)	236	110	147	106	161

■幼稚園における預かり保育：量の見込み・確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ人数）	3,786	3,587	3,587	3,587	3,616
確保方策	延べ人数	13,200	13,200	13,200	13,200
	施設数（か所）	2	2	2	2

■幼稚園における在園児対象の預かり保育以外：量の見込み・確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ人数）	129	128	128	126	125
確保方策	延べ人数	236	236	236	236
	施設数（か所）	1	1	1	1

【提供体制】

○今後は、未就園児の一時預かりニーズが増加すると予想されることから、公立のこども園化に際して検討を行います。

(6) 病児・病後児保育事業

■事業概要

対象	生後57日から小学校3年生まで
内容	保育所等に通う児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。
実施施設	ピープル忠岡チャイルドスクール

■量の見込み・確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み（延べ人数）		582	567	564	560	559
確保方策 (病児・病後児型)	延べ人数	660	660	660	660	660
	施設数	1	1	1	1	1

【量の見込み・提供体制】

- 平成31年4月開園のピープル忠岡チャイルドスクールにおいて、町内初となる病児保育を実施。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■事業概要

対象	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等
内容	児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。
実施施設	ピープル忠岡チャイルドスクール

【提供体制】

- 利用会員と援助会員による住民同士の会員組織による子育て支援ですが、忠岡町では現在実施していません。令和元年度に開園したピープル忠岡チャイルドスクールにおいて、ファミリー・サポート・センター事業の導入について検討していきます。

(8) 利用者支援事業

■事業概要

対象	就学前児童（0～5歳）を持つ保護者
内容	類似事業として、地域子育て支援拠点事業として、地域子育て支援センターを民間のチューリップ保育園、ピープル忠岡チャイルドスクールに委託して開設しています。

■確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	2	2	2	2	2

【提供体制】

- 利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じます。
- なお、認定こども園の検討と併せて、利用者支援事業についても再検討します。

(9) 妊婦健康診査事業

■事業概要

対象	妊娠届出者
内容	妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券等を発行します。 助成額 合計 85,790円 ・妊婦健康診査受診券（初回：8,000円、2～14回目：3,500円） ・HTLV-1抗体検査受診券（1回あたり2,290円） ・クラミジア検査受診券（1回あたり2,100円） ・超音波検査受診券（1回あたり5,300円を3枚） ・妊婦健康診査補助券（1枚あたり2,000円を6枚） ＊妊婦健康診査受診券14枚のいずれかと同時に使用すること。 ＊1回に最大6枚まで使用できます。

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ健診回数	1,302	1,278	1,266	1,254	1,242

【提供体制】

- 妊婦健康診査に関する公費負担を引き続き行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることができるよう支援します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

■事業概要

対象	生後4か月までの乳児
内容	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■量の見込み・確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ健診回数	108	106	105	104	103

【提供体制】

- 育児相談や子育てに関する情報提供のみならず、家庭の養育環境を把握することも本事業の目的であり、訪問の結果、支援が必要な家庭には養育支援訪問事業につなげるなど、継続的な支援に努めます。
- 母子手帳交付時に、本事業の周知に努めます。

(11) 養育支援訪問事業

■事業概要

対象	養育の支援が特に必要な家庭
内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ健診回数	18	18	18	18	18

【提供体制】

- 育児相談や子育てに関する情報提供のみならず、家庭の養育環境を把握することも本事業の目的であり、訪問の結果、支援が必要な家庭には養育支援訪問事業につなげるなど、継続的な支援に努めます。
- 母子手帳交付時に、本事業の周知に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない私立幼稚園に在園する幼児の保護者（低所得世帯）に対して、副食費相当分を助成する事業。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進については、子どもに関わる総合的な計画でもあることや、子育ての社会化の中で、行政が地域住民や地域団体、関係機関や関係団体、社会福祉協議会や民間保育園、企業、ボランティアグループ等との連携・協働の取組が不可欠です。

とりわけ、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれないように見守ることや、災害時の避難支援、また、子どもが次代の親として、忠岡町の未来の担い手として、地域の歴史や文化を良く知り、引き継ぐとともに、社会性やコミュニケーション能力、たくましく生きる力などを培うことができるよう支援するためには、子どもにとって身近な地域での多様な交流や体験機会の提供などの取組が期待されます。

また、保護者が子育ての不安や悩みを抱えたまま、地域の中で孤立することがないよう、身近な相談相手や情報提供先として、保護者に寄り添い支援することが期待されます。

さらに、仕事と生活の調和の推進にあたっては、企業の役割が大きいことから、少子高齢社会にあって男女がともに心も身体も健康でゆとりを持って職業生活とともに、子育てや地域生活が行えるよう、子育て支援の職場環境づくりや制度・システムの改善を進めていくことが期待されます。

忠岡町においては、地域社会を構成する様々な主体と一緒にとなって、本計画の実現に向けて取り組んでいきます。

2 計画の点検・評価・改善

本計画（Plan）を総合的・効果的に推進するため、毎年、関係課による計画の実施（Do）状況の把握・点検（Check）を行うとともに、忠岡町子ども・子育て会議での報告・審議を行います。社会情勢の変化や審議の状況により、見直し・改善（Action）を行います。

資料編

1 アンケート調査の概要

1－1 アンケート調査の概要

1－2 アンケート調査結果の概要

2 計画の策定経過

3 用語の説明
